

# 島根県幸

平成25年5月14日(火)

第 2,494 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

#### 次 目

# 【告 示】

危険物取扱者試験事務を行う指定試験機関の名称変更の届出 (消防総務課) 消防設備士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の名称変更の届出 ( " ) 2 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業 (高齢者福祉課) 2 者の指定 保安林指定施業要件の変更 (森林整備課) 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中小企業課) 3 廃川敷地等の発生 (河 Ш 課) 4 急傾斜地崩壊危険区域の指定 防 課) (砂 4 【雑報】

消防設備士試験の実施 (消防総務課) 6

# 告示

#### 島根県告示第345号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の8第2項の規定により、次のとおり危険物取扱者試験事務を行う指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名	称	主たる事務所の所在地	危険物取扱者試験事務を取り扱	変更年月日
変更前	変 更 後	土たる事物別の別生地	う事務所の所在地	及父午万日
財団法人消防試験研究	一般財団法人消防試験	東京都千代田区霞が関	島根県松江市大輪町420番地1	平成25年4
センター	研究センター	一丁目4番2号		月1日

# 島根県告示第346号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定により、次のとおり 消防設備士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同法第17条の9第4項におい て準用する同法第13条の8第3項の規定により告示する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名	称	主たる事務所の所在地	消防設備士試験の実施に関する	変更年月日
変更前	変更後	土にる事物別の別任地	事務を取り扱う事務所の所在地	及父午万日
財団法人消防試験研究	一般財団法人消防試験	東京都千代田区霞が関	島根県松江市大輪町420番地1	平成25年4
センター	研究センター	一丁目4番2号		月1日

# 島根県告示第347号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社五修	通所介護	デイサービスおさんぽ	浜田市三隅町古市場963番地	平成25年5月7日
	介護予防通所介護		15	

#### 島根県告示第348号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町朝倉1717、1719から1730まで、1731-1、1731-3、1731-4

- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第349号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により 次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ益田北店 益田市久城町673番1外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年12月31日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,175平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数

110台 (建物南側)

- イ 駐輪場の位置及び収容台数
  - 20台 (建物南側)
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積 100平方メートル (建物東側及び西側)
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 55.92立方メートル (建物東側及び西側)
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分から午後8時30分まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前6時30分から午後9時00分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 2箇所 (建物東側)
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時00分から午後8時00分まで
- 2 届出年月日

平成25年4月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (島根県益田市常盤町1番1号)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# 島根県告示第350号

現地調査の結果、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
  - 一級河川斐伊川水系馬橋川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年5月14日

- 3 廃川敷地等の位置
  - 松江市大庭町字橋本1452番14
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 47.23平方メートル

# 島根県告示第351号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1(1) 区域の名称

井尻上町 (追加)

#### (2) 土地の表示

昭和52年島根県告示第643号で指定した標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱1号と標柱13号を結んだ線、標柱13 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号を結んだ線、標柱22号から標柱25号までを順次に結んだ線及び標柱 25号と標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

	所 在 及 び 地 番	標柱番号
安来市伯太町井原	<b>元</b> 1926番 1	1号
JJ	100番 6	2 号
JJ.	1926番 1	13号
JJ.	1936番	22号
JJ.	1934番	23号
"	112番	24号·
"	104番	25号

## 2(1) 区域の名称

深田 (追加)

# (2) 土地の表示

平成7年島根県告示第244号で指定した標柱14号と標柱15号を結んだ線、標柱15号と次に掲げる地番の土地に存す る標柱16号を結んだ線、標柱16号から標柱18号までを順次に結んだ線及び標柱18号と標柱14号を結んだ線により囲 まれた区域

	所 在 及 び 地 番	標柱番号
雲南市加茂町神原	[794番	14号
IJ.	1802番 1	15号
IJ	1802番 2	16号
IJ	1802番 1	17号
"	794番	18号

# 3(1) 区域の名称

中村4

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次に結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線により囲ま れた区域

所 在	・ 及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町中村奥名	谷315番 1	1 号
IJ	319番	2 号
IJ.	318番	3 号
IJ.	308番	4 号
IJ.	308番内 1	5 号
隠岐郡隠岐の島町中村山根282番		6 号

ll ll	280番1	7号
隠岐郡隠岐の島町中村栗原	頁257番	8号
隠岐郡隠岐の島町中村山村	艮283番 1	9号
"	285番 1	10号
"	289番	11号及び12号
"	290番 1	13号及び14号
II.	294番 1	15号
II.	296番 1	16号
隠岐郡隠岐の島町中村奥名	₩306番	17号
"	309番 2	18号
"	309番 3	19号
"	314番	20号及び21号

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成25年度第1回消防設備 士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の12第1項の規定により公示する。

平成25年5月14日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴 木 良 一

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

- 2 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時

平成25年8月11日(日) 午前の試験 9時00分から(8時30分には集合すること。)

午後の試験 13時30分から (13時00分には集合すること。)

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

- 3 受験手続
  - (1) 受験願書提出先
    - ア 書面申請
      - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)
    - イ 電子申請
      - 一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(http://www.shoubo-shiken.or.jp)
  - (2) 受験願書受付期間
    - ア 書面申請

平成25年6月18日(火)から7月2日(火)まで (郵送の場合は、7月2日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

イ 電子申請

平成25年6月15日(土)午前9時から同月29日(土)午後5時まで

(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

# 4 その他

- (1) 受験願書用紙配置場所
  - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター(事 務所)、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会
- (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)